



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月11日火曜日 第424号

◇ 目 次 ◇ 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....（健康増進課）... 720

告 示

落札者等の告示（2件）.....（スマート行政推進課）... 721

知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 721

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 721

肥料の登録.....（農産園芸課）... 722

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 722

道路の供用開始（県道四国カルスト公園縦断線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 722

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 723

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 723

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第31号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び愛媛県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（表）、様式第5号の3（表）及び様式第18号の5（表）中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

（愛媛県青少年保護条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県青少年保護条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（有害な図書類等として指定を受けたものとみなす書籍等の内容）</p> <p>第3条 条例第5条第4項第1号、第2号及び第5号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰したものを含む。）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 不同意性交等その他の陵辱行為</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（有害な図書類等として指定を受けたものとみなす書籍等の内容）</p> <p>第3条 条例第5条第4項第1号、第2号及び第5号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰したものを含む。）とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>強制性交等</u> その他の陵辱行為</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)様式第5号及び様式第5号の3の規定による診断書は、同条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第5号及び様式第5号の3の規定による診断書とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第5号、様式第5号の3及び様式第18号の5の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第786号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. Row 1: 第5次庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ一式, 愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課, 令和5年5月16日, NTTビジネスソリューションズ株式会社愛媛ビジネス営業部, 70,070,000円(月額), 一般競争入札, 令和5年3月28日.

○愛媛県告示第787号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 落札に係る物品等の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 落札者を決定した日, 落札者の氏名及び住所, 落札金額, 契約の相手方を決定した手続, 入札公告日. Row 1: 庁内LAN端末機(一般業務ネットワーク用)の借入れ及び閉域接続サービスの調達一式, 愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課, 令和5年5月16日, STK-SB企業グループ, 1,485,576,180円, 一般競争入札, 令和5年3月28日.

○愛媛県告示第788号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
(2) (2R,3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S,3S)-2-(3-クロロフェニル)

- 3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類
(3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類
(4) 前各号に掲げる物を含有する物
2 失効の理由
当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。
3 失効の日
令和5年7月1日

○愛媛県告示第789号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
お宝買道楽松山店	松山市中村五丁目5番15号	大規模小売店舗の名称	マルナカ立花店	お宝買道楽松山店	令和5年6月30日	令和5年6月30日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社チェンジホールディングス 福岡県久留米市中央町1番地1-3302 代表取締役 長瀬 功		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第790号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和5年7月3日	愛媛県第1301号	化成肥料	PK工コ化成37号	可溶性りん酸 15.0 可溶性加里 17.0 内水溶性加里 12.0 可溶性苦土 5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	関東電工株式会社 群馬県高崎市倉賀野町2372番地

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 伸一	松山市古三津1丁目18-14
"	上野 俊幸	松山市中須賀2丁目1-12
"	岡田 久輝	松山市古三津6丁目2-24
"	岡田 賢二	松山市古三津2丁目17-32
"	岡田 正志	松山市古三津2丁目12-21
監事	岡田 晃一	松山市古三津1丁目15-25
"	乗松 敏幸	松山市菟川2丁目11-19

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 伸一	松山市古三津1丁目18-14
"	乗松 壽幸	松山市古三津1丁目6-5
"	上野 俊幸	松山市中須賀2丁目1-12
"	岡田 久輝	松山市古三津6丁目2-24
"	立石 博	松山市古三津1丁目19-29
監事	東 浩三	松山市古三津1丁目6-6
"	岡田 賢二	松山市古三津2丁目17-32

○愛媛県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年7月11日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

○愛媛県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8106番地先から 同町西谷字横野8106番地先まで	令和5年7月11日

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山377番4	旧	メートル 5.2 ~ 6.6	キロメートル 0.013	
			新	5.2 ~ 7.7	0.013	

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山377番4	令和5年7月11日